

霞ヶ浦の生物多様性を損なう水位上昇管理の中止を求める要望書

国土交通大臣
前原誠司 様

2009年11月16日
NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博

1万人を超える小中学生が湖に入って再生活動に取り組み、18万人を超える市民が流域で多様な取り組みを続けてきた霞ヶ浦再生事業。そのシンボルとなってきた湖の水生植物アサザが絶滅の危機に迫られています。多くの人々による長年の努力の結晶が、いま硬直化した行政によって踏みにじられようとしています。

来年日本では生物多様性条約国会議の開催が予定されていますが、生物多様性保全の分野では国内外に先進的な事例として知られ、自然再生推進法のモデルとして取り上げたアサザ保護の取り組みが、行政の無理解によって継続不可能な状況に迫られている今日の状況を、世界の人々はどのように見るのでしょうか。

国土交通省霞ヶ浦河川事務所は、湖の生態系に悪影響があるとして中断されていた湖水位の冬期上昇管理を、私達の反対を押し切り2006年から再開しました。それと同時に、それまで回復傾向にあったアサザ群落は次々と消滅をはじめ、絶滅の恐れのある状態にまで追い込まれてしまいました。このような危機的な状況にありながら、霞ヶ浦河川事務所は有効な対策を一切講じることもなく、アサザが絶滅へ向かって減少を続ける状況をただ傍観しているだけです。

(この水位上昇管理は、将来見込まれる水需要のために実施されているもので、現在の水需要に対応したものではありません。実際に、将来の水需要予測はすでに下方修正され、現在は水余りの傾向にあることを行政も認めています。つまり、湖の水位を上昇させる必要は少なくとも現在無いのです。)

しかし、この間に霞ヶ浦河川事務所は自らが保全の対象としているアサザに対して一切の一切の保護措置を講じてきませんでした。

それどころか、今年6月には長年地域住民や小学生がアサザ等の復元に取り組み再生させることができた植生帯を、実験と称して霞ヶ浦河川事務所が何の説明も予告もなく重機を入れて破壊するという事態まで生じています。

また、霞ヶ浦河川事務所は水位上昇管理の影響を評価する「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会」(以下、評価検討会)を開催してきましたが、湖全域で進行するアサザ群落やヨシ原の減少を認めず、必要な保護措置についても検討を行ってきませんでした。

11月13日付けで、霞ヶ浦河川事務所は今年度も冬期の水位上昇管理を実施すると回答してきました。このままでは、アサザのみならず湖の生態系は壊滅的な影響を避けられません。すでに、1996年から2000年までに行われた冬期の水位上昇管理によって失われた植生帯の再生事業には、34億円の税金が投じられています。ところが、このようにして再生された植生帯が、再開された水位上昇管理によって再び消滅を続けているので

す。(先述したように河川事務所自らが重機による破壊も行なっています。)

このように硬直化した行政を放置することは、自然環境の破壊のみならず財政的にも今後国民に対して膨大な負債を負わせることになるだけです。また、長年たくさんの市民の善意と努力の積み重ねによって再生しつつあったアサザ群落をはじめとした植生帯を破壊し続けることは、多くの国民から行政への信頼を奪う行為であることを自覚する必要があります。

霞ヶ浦開発事業の運用規則において、水位の管理は植生帯の保全に配慮して実施することが定められています。現在は需要見込みの無い水量を確保するために水位を上昇させ、霞ヶ浦の自然環境に大きな損害を与え続けている現在の水位管理は抜本的に見直すべきです。

このような危機的な状況にありながら、現場の霞ヶ浦河川事務所では全く有効な措置を講じることができない状態が前所長当時から続いています。この閉塞状況を打開するために、国土交通大臣の指導が必要です。

国土交通大臣には、国民の信頼回復に向けて早急に適切な措置をとられることを求めます。

以上の理由からわたしたちは、以下の要望をします。

1. 冬期の水位上昇管理を速やかに中止すること。

上記の要望について、2009年12月1日までに文書にてご回答ください。

連絡先 〒300-1233 牛久市栄町6-387

でんわ 029-871-7166 ファックス 029-871-7169

アサザ群落の衰退状況については、同時に提出しました「霞ヶ浦湖岸植生帯の緊急保全対策評価検討会」の廃止と、生態系に配慮した適切な水位管理に関する委員会の設置を求める要望書により詳細に述べましたので、併せてお読みください。